**報告第５号　音更町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

**１　改正の理由**

指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）の改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

**２　省令の改正**

いわゆる第１４次地域主権改革一括法により栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となった。

これに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所などが併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員のうち、「栄養士」について「栄養士若しくは管理栄養士」とされた。

**３　改正の内容**

省令の改正に準じて、同様に改正する。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| ○　指定地域密着型介護老人福祉施設の職員配置基準の改正 | 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所などが併設される場合に、当該併設される事業所に配置しないことができる職員のうち、「栄養士」について「栄養士若しくは管理栄養士」とする。 |

**４　施行期日**

令和７年４月１日から施行する。